

外貨普通預金規定（インターネット支店用）

第1条 適用外国為替相場

この預金の払戻しに際し、この預金の通貨以外の通貨に換算する場合には、当社所定の外国為替相場により取り扱います。

第2条 最低預入額

この預金は、外貨の1通貨単位以上を受け入れます。

第3条 利息

この預金の利息は、毎日の最終残高について、毎年2月と8月の当社所定の日に当社所定の利率、付利単位及び方法により計算のうえ、この預金に組み入れます。なお利率は、金融情勢の変化に応じ変更します。

第4条 預金の払戻し

1. この預金の払戻しを請求する場合は、インターネットバンキングにて所定の手続を行ってください。本人確認が完了したものに限り所定の手続を行います。
2. 犯罪での不正利用防止等の観点から、本人名義以外の名義による預金口座であることが明らかになった場合には、この預金を解約させていただくことがあります。
3. 一定期間にご利用のない預金口座（いわゆる「不活動口座」：利息決算以外の入出金のない口座）については、預金取引を停止させていただくことがあるほか、お客さまにご通知のうえ、解約させていただく場合もあります。なお、引続きご利用を希望される場合は、インターネットバンキングにてお取引ください。

以 上
(2022年5月1日現在)